

(3) 入札の評価に関する基準（航空実播工）

① 加算点付与の考え方は次のとおりとする。

評価項目		評価基準		加算点	
技術提案 (施工計画含む)	施工計画等	技術提案の有無		有	無
		施工の方法	施工の方法に係る課題に関する提案内容は適切であり、設定している標準案以上の工夫が複数見られる。	2	
		施工の方法に係る課題に関する提案内容は適切であり、設定している標準案以上の工夫が見られる。	1		
		施工の方法に係る課題に関する提案内容は適切であるが、設定している標準案以上の工夫が見られない。	0		
	工程の管理	工程の管理に係る課題に関する提案内容は適切であり、設定している標準案以上の工夫が複数見られる。	2		
		工程の管理に係る課題に関する提案内容は適切であり、設定している標準案以上の工夫が見られる。	1		
		工程の管理に係る課題に関する提案内容は適切であるが、設定している標準案以上の工夫が見られない。	0		
	材料の品質管理	材料の品質管理に係る課題に関する提案内容は適切であり、設定している標準案以上の工夫が複数見られる。	2		
		材料の品質管理に係る課題に関する提案内容は適切であり、設定している標準案以上の工夫が見られる。	1		
		材料の品質管理に係る課題に関する提案内容は適切であるが、設定している標準案以上の工夫が見られない。	0		
施工能力等 施工実績	概ね過去 15 年間（平成 21 年 4 月 1 日から本工事に係る入札公告日の前日まで）における航空実播工の施工実績	2,500 万円以上の国発注工事の実績がある。	2	5	
		500 万円以上から 2,500 万円未満の国発注工事の実績がある。あるいは 2,500 万円以上の地方公共団体等の発注工事の実績がある。	1.5	3	
		500 万円以上から 2,500 万円未満の地方公共団体等の発注工事の実績がある。	1	1	
		500 万円未満の工事实績がある	0	0	
	局署等発注の航空実播工における工事成績評定点合計の過去 3 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）に完成した工事の平均点	80 点以上	3	5	
		75 点以上から 80 点未満	1.5	3	
		65 点以上から 75 点未満	1	1	
		工事成績の実績がない。	0	0	

配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士又は技術士、一定年数の林業技士（森林土木（一定年数とは、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者））	1	1	
		2級土木施工管理技士又は林業技士（森林土木）	0	0	
	概ね過去3年間（令和3年4月1日から本工事に係る入札公告日の前日まで）の森林分野継続教育（CPD）の取組実績	継続教育（CPD）の取組実績が累計で20CPD以上ある。	1	1	
		継続教育（CPD）の取組実績が累計で20CPD未満又は取組実績がない。	0	0	
	概ね過去15年間（平成21年4月1日から本工事に係る入札公告日の前日まで）における主任（監理）技術者の航空実播工の施工経験	2,500万円以上の国発注工事の実績がある。	4	5	
		500万円以上から2,500万円未満の国発注工事の実績がある。あるいは2,500万円以上の地方公共団体等の発注工事の実績がある。	2	3	
500万円以上から2,500万円未満の地方公共団体等の発注工事の実績がある。		1	1		
	500万円未満又は森林土木工事以外の工事实績がある。	0	0		
信 頼 性 ・ 社 会 性	地域 精 通 度	発注森林管理署等管内における、本店又は支店若しくは営業所の所在の有無	発注森林管理署等管内に本店又は支店、営業所がある。	1	1
		発注森林管理署等管内に本店又は支店、営業所がない。	0	0	
	概ね過去15年間（平成21年4月1日から本工事に係る入札公告日の前日まで）における発注森林管理署等管内での航空実播工の施工実績の有無	施工実績がある。	1	1	
		施工実績がない。	0	0	
企 業 の 信 頼 性	過去2年間（申請書受付期限の日から遡って2年間）における不誠実な行為の有無	不誠実な行為がない。	0	0	
		不誠実な行為がある。	-2	-2	
地 域 へ の 貢 献 ・ 働 き 方	概ね過去3年間（令和3年4月1日から本工事に係る入札公告日の前日まで）における企業による若手技術者等の確保・育成への取り組み状況	インターンシップの受け入れや合同説明会等への参加、各種資格取得への支援等若手技術者や技能者の確保・育成に取り組んでいる。	1	1	
		若手技術者等の確保・育成に関する取り組みをしていない。	0	0	
	概ね過去2年間（令和4年4月1日から本工事に係る入札公告日の前日まで）における災害協定等に基づく活動実績	九州森林管理局との国有林防災ボランティア協定に基づく活動実績がある。	2	2	
	上記以外の活動実績がある。	1	1		
	活動実績がない。	0	0		

改 革	国土緑化活動に対する取組	九州森林管理局管内における分収育林、分収造林契約実績者又は、過去2年間に国有林及び民有林の緑化活動による表彰や感謝状を受けた実績がある。	1	1
		表彰や感謝状の実績がない。	0	0
概ね過去3年間（令和3年4月1日から本工事に係る入札公告日の前日まで）における国有林の林道等の維持修繕業務の実績	九州森林管理局管内において、過去3カ年以内に国有林の林道等の維持修繕業務の受注実績がある。	1	1	
	九州森林管理局管内において、過去3カ年以内に国有林の林道等の維持修繕業務の受注実績がない。	0	0	
概ね過去2年間（令和4年4月1日から本工事に係る入札公告日の前日まで）におけるボランティア活動の実績	九州森林管理局管内において国有林野事業にかかるボランティア活動の実績がある。	2	2	
	上記以外のボランティア活動の実績がある。	1	1	
	ボランティア活動の実績がない。	0	0	
概ね過去1年間（令和5年4月1日から本工事に係る入札公告日の前日まで）における週休2日制の取組実績	森林土木工事における週休2日の取組実績証明書の通知を受けた実績がある。	1	1	
	取組実績証明書の通知を受けた実績がない。	0	0	
ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組の有無	次に掲げるいずれかの認定を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし、プラチナえるぼし認定等）※1 ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん、トライくるみん、プラチナくるみん認定）※2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定）※3 ※1 女性活躍推進法第9条又は第12条に基づく認定（第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の届出（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。 ※2 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準に基づく認定。 同省令による改正前の認定基準又は同附則第2条	1	1	

		第3項の規定による経過措置に基づく認定。 ※3 若者雇用促進法第15条に基づく認定を受けている企業。		
		認定を受けていない。	0	0
企業に関する事項	賃上げの実施を表明した企業等	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	2	2
		事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】		
		上記の内容に該当しない	0	0
		賃上げ実績が賃上げの基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は書類等が提出されない場合にあつて、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間に該当する。	-3	-3
合計加算点の最大値			30	